

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき建設分野特有の事情に鑑みて告示で定める基準等に関する意見募集の結果について

令和8年6月23日
国土交通省不動産・建設経済局国際市場課

国土交通省では、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき建設分野特有の事情に鑑みて告示で定める基準等に関する意見の募集を行いました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ①募集期間：令和8年4月28日（火）～令和8年5月28日（木）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③意見提出方法：電子メール及び郵送

2. 意見数

提出意見数 16 件

3. お問い合わせ先

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課意見募集担当
電話番号 03-5253-8121